

推薦図書

NPO スタッフに薦める5冊



NPO 法人 YouthCreate 代表理事
原田 謙介



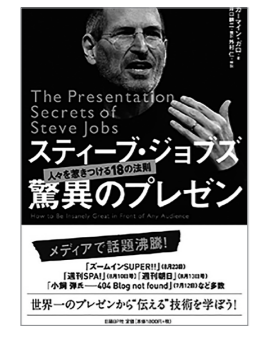
ヒトデはクモよりなぜ強い
オリ・ブラフマン/ロッド・A・ベックストローム 著
出版社：日経 BP 社 / 2007 年出版
特に規模の小さい NPO は、各スタッフ・ボランティアが独自の判断で NPO の目指す社会を作るために判断・行動する場面が求められる。中枢組織の指示待ちではないヒトデの細胞のように、メンバーとして自主性を高めていくための視点を持ちたい。



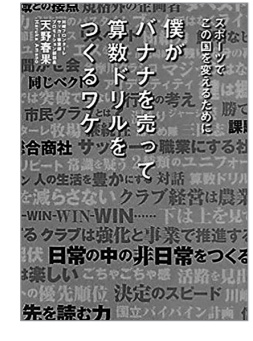
入社1年目の教科書
岩瀬大輔 著
出版社：ダイヤモンド社 / 2011 年出版
単なるビジネスマナーに限らず、各々が成長していくために必要な考え方や行動が 50 個示されている。会社の制度に限らず、各メンバーが互いの成長を促進していくためにことあるごとに読み返したい本である。



NPO の経営 資金調達から運営まで
坂本文武 著
出版社：日本経済新聞社 / 2004 年出版
事業の対象者（受益者）と、収入の元である（寄付者）の双方に向き合う必要が NPO にはあり、一般の会社と最も違う部分かもしれない。その、NPO の特性を捉えたうえで、NPO が事業を立案し実施するステップが丁寧に記述されている。



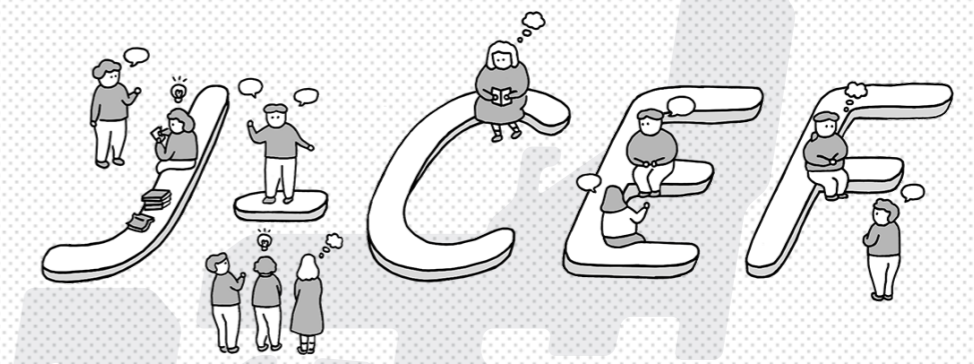
スティーブ・ジョブズ 驚異のプレゼン
カーマイン・ガロ 著 / 外村仁 解説
出版社：日経 BP 社 / 2010 年出版
NPO が事業理念として設定している課題や現状を、社会に伝え共感を得ることにより社会が変わる可能性が高まる。そのためには様々な場での伝えるスキルを高める必要がある。どの要素を伝える必要があり、想いをまとめ伝える際のポイントが実例とともにわかりやすく描かれている本書は有用である。



僕がバナナを売って算数ドリルをつくるワケ
天野春果 著
出版社：小学館 / 2011 年出版
把握している課題を、真面目に正面から訴え続けることだけでは、その課題への関心の低への共感を生まないこともある。本書には対象者目線にたち伝え方を変えることで共感の広がりが生むための思考方法や施策例が書かれており、参考となる。

J-CEF NEWS No.15 2017 WINTER 発行 / 2018 年 3 月 編集 / 日本シティズンシップ教育フォーラム (J-CEF) 〒661-0965 兵庫県尼崎市大屋 1-2-20 ハイソフマニティ 2-203 Tel / 070-6506-0369 E-mail / info@jcef.jp 定価 / 会員無料

J-CEF NEWS
No.15
2017 WINTER



- 02 リレーエッセイ
政治教育における敵対性を再考する
/ 浜田未貴 (東京大学大学院教育学研究科 修士課程 / NPO 法人 YouthCreate 教育スタッフ)
- 03 実践事例紹介
公害に向きあった市民の経験から学ぶ～あおぞら財団の教材開発の試み～
/ 栗本知子 (公益財団法人公害地域再生センター [あおぞら財団])
- 06 特集
シティズンシップ教育を進める上で何を大切にすべきか？
/ 橋崎頼子 (奈良教育大学)
/ 松田ヒロ子 (神戸学院大学現代社会学部 准教授)
- 10 連載
スウェーデンに学ぶ「若い政治」の作り方
/ 両角達平 (YEC (若者エンパワメント委員会) 創設・元代表・サポーター / NPO 法人 Rights 理事)
- 12 推薦図書
NPO スタッフに薦める 5 冊
/ 原田謙介 (NPO 法人 YouthCreate 代表理事)





政治教育における敵対性を再考する



東京大学大学院教育学研究科 修士課程/
NPO 法人 YouthCreate 教育スタッフ

浜田 未貴

私が研究対象にしているベルギーの政治哲学者 C・ムフ (1943-) は、政治における「敵対性」を認識することを非常に重視する人物です。また一方で、彼女は「敵」を殲滅すべき相手ではなく、「対抗者」として扱うにはどのようにすべきか。そんなことを鋭く提起した政治学者でもあります。

学校現場では周知のとおり、政治教育を行う際は教員が政治的な発言をすることは望ましくないとされるなど、政治的中立性の確保にはかなり気が使われています。当然かつてあったような党派教育が行われるのを防ぐことは必要だと思います。ですが、中立性の遵守が行き過ぎると政治教育の政治性が失われてしまい、むしろ危険なものになってしまうのではないかと私は考えています。

最初に述べた様にムフは政治において「敵対性」を認識する大切さを繰り返し述べています。それは政治的な、闘争を含んだものとして事象が扱われることによって、ものごとを訴え、変えるルートが作られると考えるからです。もしそれが政治では

なく道徳や文化等の問題だとして扱われてしまうと、マジョリティに入れなかった人々の訴えは排除されることになり、最終的には暴力的な形で現れることになると彼女は指摘しています。

再び学校に話を戻すと、二つの意味で政治におけるこの「敵対性」が失われている気がします。一つは先ほど述べた中立性の話と関連しますが、例えば模擬選挙を行う際などに全ての意見が並立であるかのように扱っているということです。先入観なしに政策のみを検討することも一つの学びですが、実際の意見は様々な背景や権力関係のもとで提出されています。これを覆い隠してしまうのは、政治教育として十分だといえるのでしょうか。

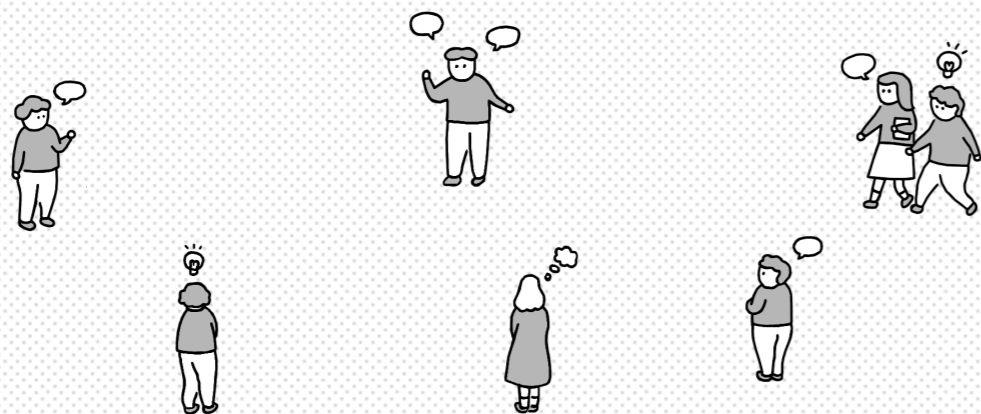
また、生徒の意見を取り扱う際に「あんな意見もあれば、こんな意見もある」で留まってしまっている点も有るかと思います。政治の場には多様な価値観があるということを認識することはもちろんですが、そこに留まらないあり方が、考えられ始めてもよいのではないかと、かねてから感じている

次第です。

ここまで政治は敵対性だ！という様な話をしてきましたが、最後にもう一つ重要なポイントがあります。それはここで言う「敵」とは殲滅すべき相手ではないということ。ここで争う相手は、自由と平等を承認した上で、言っていることは認められるなくても正当な「対抗者」として闘える相手であるということです。その為には A 対 B という固定的な集団の闘いではなく、目的によって変わる流動的な集団同士の闘いであると考えることが大切になってきます。紙幅の都合上詳しくは述べられませんが、このポイントを意識すれば、敵対性を維持しつつも柔軟な政治教育が行えるのではないかと私はムフを読みつつ考えてみました。とはいえ、現場に関わる立場からみると、どう具体化すべきか中々難しいところもあるのですが…今後もみなさんと一緒に悩んで考えて行ければと思います。

浜田未貴

(hamada@youth-create.jp)



公害に向きあった市民の経験から学ぶ

— あおぞら財団の教材開発の試み —



公益財団法人公害地域再生センター [あおぞら財団]

栗本 知子

- 西淀川公害反対運動とあおぞら財団

宮本憲一が「西淀川の患者と家族の会の運動は日本一強く、質が高いと評価できる」と評した西淀川公害反対運動だが、現在、知る人はそれほど多くはないだろう。1978年に提訴された西淀川大気汚染公害裁判は、全国の公害裁判の中でも最も多い726人の原告を擁する大型訴訟で、四大公害裁判の後、オイルショックを経た環境政策の後退を止めるために全国で起こされた第二次大気汚染公害裁判運動⁰¹の中でも大きな役割を果たした。公害患者たちは「孫子(まごこ)を同じ目にあわせたくない」という願いを込めて「手渡したいのは青い空」というスローガンを掲げて100万人署名を集め、約20年にわたる裁判の結果、国と企業に勝訴し、公害地域の再生を掲げて和解した。

私の所属する「公益財団法人公害地域再生センター(以下、愛称である「あおぞら財団」と表記)」は、その西淀川大気汚染公害裁判の和解金の一部を使って設立された。公害によって疲弊した地域の再生をめざして、市民・行政・企業などあらゆる主体が協力しあえる社会環境づくりをめざして持続可能な地域づくりと、公害の経験を伝える活動を行っている。

- 教材開発の経緯(背景)

ひとくちに「公害の経験を伝える活動」といっても、それほど簡単ではない。そもそも地域住民にとってみれば、「公害被害地」とみなされることは、地域の評価を下げる要因にもなるものであり、忘れてしまいたい人もいる。あおぞら財団では、2002年から総合的な学習の時間が導入されることを見据えて、1998年、現場の教員と「西淀川公害に関する学習プログラム作成研究会」を立ち上げ、公害パネルや視聴覚教材などの教材を作成した。しかし地域での公害教育の需要は少なく、公害患者と行う出前授業や、作成した教材の貸し出しは伸び悩んだ(林 2013)。そのような状況を打破するために、ふたつ

の新たな試みがなされた。ひとつは、公害克服に向けた多様な立場の人たちの努力を可視化した展示パネル『公害 みんなで力をあわせて 大阪・西淀川地域の記録と証言』⁰²の作成(2008年)。もうひとつは、全国の公害地域の現状を学ぶ「公害地域の今を伝えるスタディツアー」⁰³の開催(2009~2011)である。このスタディツアーは、高田研さん(都留文科大学)や西村仁志さん(広島修道大学)といった環境教育分野で活躍する方々の協力を得て実施した。プログラムは、被害者の声だけでなく、原因企業や行政、公害反対運動に取り組んだ人たちや、地元の人たちからヒアリングを行い、それらの意見を聞いた上で学んだ人たちが現地へ提案をするというものだった。

これらの試みの中で見出されたのは、公害の経験を教育の題材として取り上げること、学ぶ者に、社会の中で困難に出会った時に立ち向かう力を養う教育を行うことができるのではないかと可能性があった。(林 2015)

このような可能性を活かして、さらに多くの人に「公害の経験」を伝え、学んでいただくために、参加型教材開発に取り組むこととなった。

- 教材開発の課題設定

教材開発に取り組むにあたり、これまでの公害教育の抱えた課題について担当者の林美帆と私で検討した。これまでの公害教育はともすると、教える側の「公害を伝えたい」という思いの強さのあまり、学ぶ側にとって押し付けになりやすく、受身で義務的な教育という印象を与えてきた。それでは学習者の主体的学びを損ねてしまう。また、本来、公害問題に関わるステークホルダーは多く、複雑に展開する問題であるにも関わらず、例えば原因企業の責任追及と被害の悲惨さの強調といった単純な伝え方に留まりがちであった。また、公害教育は、被害地域では地域の歴史を学ぶという意味で取り込まれるが、他の地域では取り上げられないという

ことが起きていた。しかし、「公害を二度と起こさない」というために行われるのが公害教育だとしたら、それは公害被害地だけで行われるべきものではなく、どこの地域でも行う必要があるはずである。

このような課題を解決することをめざして、2015年5月、「公害に関する参加型アクティビティ開発研究会」を開催した。研究会には、「公害地域の今を伝えるスタディツアー」の企画委員の他に、新たに5人の方の参加を得た。開発教育協会の西あいさん、元大阪府中学校教員で人権教育に取り組んできた下村哲史さん、大阪府の発行する「参加体験型学習のための人権教育教材」⁰⁴シリーズ作成など人権啓発に取り組む栗本敦子さん(Facilitator's LABO(えふらぼ))、子どもの人権を中心テーマに活動する北野真由美さん(えんばわめんと堺)、そして、西淀川の隣で同じように大気汚染を体験した尼崎市で活動する川中大輔さん(シチズンシップ共育企画)だ。

研究会では、西淀川公害の何に注目するかを検討した。委員からは「実際に課題に直面したとき、行動に移すことへのハードルは高い。西淀川の住民の運動をする力にすごいものがあると関心した」「西淀川公害裁判を通して市民や患者で行われてきた運動は、今後市民を育てていくという点でも教育の中で使えるのではないだろうか」「環境対策など新たな社会制度が作られるなどの事例として西淀川公害について学んでほしい」といった意見がだされ、改めて市民性教育としての可能性が指摘された。

- 既存のアクティビティを応用した教材

3年計画の一年目は、まず、すでに広く使われている手法を活用し、いくつかシンプルなアクティビティを作成することに取り組んだ。アクティビティづくりに積極的だったのは、人権教育・開発教育に取り組んできた委員だった。下村委員はかつて、人権教育を受けた生徒から返ってくる「差別はいけない

と思いました」といった、教員の求める“正解”を答えればそれでいいというような反応に、限界を感じていた。徳目主義的な人権教育を突破する可能性を参加型学習に求め、1990年代から試行錯誤を重ねられている。開発教育でも、貧困問題をはじめグローバルな課題を、自分ごととして学ぶことのできる教材開発が重ねられてきた。深刻で重い課題をどのように取り上げることができるか、挑戦し続けてきた委員たちが、私たちの感じる公害教育の課題を突破しようと、関わってくれたのだ。

初年度に開発した教材は、主に4つだ。一つ目は、エコミューズ所蔵の写真を活用した「フォトランゲージ」。二つ目は、公害について知らない人に関心を持ってもらうための三択を中心として「公害クイズ」。三つ目は、西淀川公害患者（南竹照代さん）の人生をまとめた物語をワークシートにし、それを読んだ後に、ウェビングの手法を使うものである。ウェビングの展開は2パターンあり、「公害病になると何が起きるか」を連想していくことで被害構造を学ぶパターンと、「なぜ照代さんは裁判の原告になることを決断したのか」を連想していき照代さんの動機を探るパターンだ。

- 被害構造を読み解くリテラシーを育む

ウェビングを使った三つ目のアクティビティについて、ワークシートを検討している際、教材開発委員から「かわいそうな被害者」というステレオタイプな伝え方への疑問が投げかけられた。これまで照代さんの人生を公害教育で取り上げるとき、強調されたのは被害の悲惨さだった⁰⁵。しかし資料に残された照代さんの姿は、担任に「怠けるとかズレイとかいう言葉と無縁の子」と評されるような強さや、入院中に訪ねて来た弟に「あんた、私と違って毎日ちゃんと学校いけるのになんでそんな点数なん」と八つ当たりするよう子どもらしさを持つ人だった。ワークシートには、そうした照代さんの能動的な姿が伝わる表現を取り入れ、裁判の原告として社会に関わろうとした意志から学ぶ展開を加えた。この教材は2015年、龍谷大学の清水万由子さんによる「環境と社会」の授業で、ワークシートを読んだ後、「公害病になると」どうなるか連想図で考え、その結果を踏

まえ、公害の被害構造論について解説をする流れで活用された。清水さんは「被害構造論は講義だけでは学生の理解が浅かったが、ワークをいれることで例年より理解は深まっている」と授業を振り返る。2016年の大阪市教職員地域研修推進委員会北ブロック地域研修会では、公害患者の体験を聞いた後、ウェビングを活用した。「公害病にかかったら」「学校に通いにくい」「友達ができない」「相談ができない」と子どもが追い込まれる状況を分析したり、「引越したくなる」「それが解決？ふるさとを捨てる？」「納得できない」と共感的な連想図も見られた。「もし大気汚染を放置したら」というテーマで検討したグループでは、「元に戻すのにコストがかかる」「医療費が増える」といった経済面に注目した意見や、「人口が減る」「まちが廃れる」というように、自然環境への被害だけでなく社会へも影響が出ることに言及したものもあった。

参加者自身の想像力によって分析を進めるこの手法は、公害について学ぶ知識偏重の教育では理解を深めにくい被害の複雑さを学ぶのに有効であり、公害以外の課題についても読み解くリテラシーを育むことができる。



▲ 大阪市教員研修



- ロールプレイ教材「あなたのまちで公害が起きたら」

4つめの教材はロールプレイだ。「203X年（少し先の未来）に、があなたの住む町で原因不明の病気が流行。町の工場のひとつが大気汚染の原因らしいと噂されているが、

役所による調査では因果関係が明らかにならなかった」という設定で、市役所の環境担当係長、子どもが公害病になった住民A、病気の原因だと噂されているX工場の経営者、地元診療所の医者、X工場で働く住民Cといった役になり、町としてどのような対応を行うか、話し合う。

因果関係の解明のために「工場を止めて調査する」とした場合、工場労働者の賃金をどう補償するのが論点になる。高校生からは「市役所が払ったらいい」という意見がよく出る。架空の話し合いであるから、こうした意見も歓迎なのだが、ファシリテーターから「工場の人件費を税金で負担することに、他の住民は簡単に納得するだろうか」と問いかけると「考えてもみなかった」という表情になる場合が多い。また「住民Aが引越せばよい」という意見に流れることも多いが、「引越した費用は誰が負担する？」「仕事や学校など、新しい生活基盤をすぐに築けるだろうか？」といった投げかけを行う。

2015年に実施した大阪府立千里高校の授業では、「まず病気が起こる程の環境基準の緩さを改善するべきではないのだろうか」といった鋭い指摘や、「やっぱり工場経営者は生活がかかっているから操業停止は必ず阻止したいので、めっちゃ必死だった。今、公害の被害をニュースとかで見ないのは昔にたくさんの方が被害を受けて必死に訴えてくれたことによって法律などが改正されたからだという事を初めて知ったのでビックリした」「解決方法が分からない問題にこれから直面するかもしれないけど、今回の経験を思い出したい」といった感想があった。



▲ 千里高校

- 課題解決の手立てや「他者との連携」を考える

授業のねらいによっては、実際に西淀川公害のときに起きた出来事や、福島原発事故の影響から避難した人の事例を紹介するなどして、架空のロールプレイから現実社会

へとつなげる講義を短くする。他にももっと一般的に、「公害」を社会課題の一事例と捉え、課題解決には関係者へのヒアリング・調査・規制・補償・それらを裏付けるシステムづくりや予算措置など、様々な手立てを打つ必要があることを考える展開もできる。

この教材を使った千里高校の授業で私が特に強調しているのは、国際文化科の教育目標のひとつ「他者との連携・協調」についてだ。同級生も他者と言えば他者だが、同じ高校に通っているのは、学力が近く、家庭の経済状況も比較的似た者だ。社会に出てから出会う「他者」は、ロールプレイで体験したように、考え方も立場もまったく異なり、利害関係で深刻に対立することもあるだろう。そうした「他者」と、連携・協調する力を育むことが課題解決の際には重要になってくる。空気を読んで自分の意見を取り下げてしまっている、弱い立場の人はさらに追い詰められる。「他者」の存在を尊重し、公正な社会を目指すためには、どんなことを心がければいいだろうか？授業では、西淀川公害裁判の経緯を短く解説した上で、環境対策の制度やグローバルコンパクトのような国際的な規範がつけられ、公害を防ぐための知恵が積み上げられていることを伝えて終わる。

まだ社会に出る前の学生と共に、課題解決の手立てや、連携・協働について考える導入として使うことのできる教材だと思う。

- シミュレーション教材「住民が動いたまち（仮）」

2年目から取り組み始めたのは、実際に西淀川公害が起きた時代の追体験をするシミュレーション教材の開発だ。モデルとしたのは「ラブカナルの住民運動」というアメリカの環境教育教材で、『環境教育指導者育成マニュアル』（ERIC国際理解教育センター発行、1999年）に概要が掲載されている。ナイアガラに近いラブカナルというまちで有害廃棄物による汚染が起き、住民運動が展開され、市民情報センターの設立や法整備まで実現したという事例を取り上げたものである。



1960年代の西淀川公害当時の資料やヒアリングをもとに、5つの「家族」の物語を創作。①高度経済成長真っただ中で景気のよい1960年代半ば、②西淀川が国の法律で公害指定地域にされた1973年、③西淀川公害裁判が提訴された1978年と、カードをめくるごとに5年ほど経過し、時代の移り変わりの中でそれぞれの家族に起きた出来事を踏まえて話し合う。最後に、④一次判決が出た1991年に何が起きたか、顛末を共有して、振り返りを行うという展開だ。時代が進むにつれて、公害病になる子ども、教え子を脅かす公害をどうにかしようとする運動を始める教員、運動や裁判に対して反発を感じる工場経営者などの関係性は複雑に錯綜する。参加者には2~5人のグループで「家族」を演じてもらうが、家族内でも役割の違いで意見や価値観が異なる設定としており、作り手も驚くほど、参加者は感情移入をして話し合いに取り組んでくれる。

- 「社会を変える」のは誰か

この教材によって学んでほしいのは、社会課題の解決に向けて、行動し、変化を起こす力が、私たち一人ひとりの市民にはあるということである。

この教材の登場人物のモデルは、実際に西淀川に生きた人々だ。特に専門家でもない一市民が、地域の異変に気付き、情報収集をし、勉強をし、調査をし、仲間を集めて市民団体を組織し、行政に交渉し、裁判を起こし、辛い被害を訴え、署名を集め、仲間を増やして、勝訴を勝ち取るまでの過程を参加者は追体験する。被害にとまどい、打ちひしがれ、怒り、家族の反対を受けながらも、仲間をみつけて行動を起こす登場人物に感情移入しながら演じていくことで、社会を変えようと行動を起こしたのは、偉大なスーパーヒーローではなく、名も知られていない市民だということを実感を持って理解することができる。

今年11月、東京農工大学の野田恵さんの「ESD論」でこの教材の授業実践が行われた。



学生から提出された「ふりかえりシート」には、「公害被害に対しての取り組みも、誰かが活動的に行わなければ進展しないということもよくわかったので、これからの人生で、自分もより積極的に環境保全などに取り組んでいこうと思いました」「何事も、ただ『知っている』だけではダメで、そこから自分で考え昇華することが重要だと感じた」「最終的に人々を動かすのは、つらい体験やデータではなく、そこから立ち直ったの明るいイメージ、未来への希望なのでは感じました」といった感想がびっしり書き込まれていた。

民主的な社会を築く市民を育むには、社会のシステムなどの知識と同時に、「私」の力を信じ、行動を起こすことに意味があると実感できることが必要だ。先人たちの歴史を発信する立場にあるあおぞら財団として、公害の経験から学び、未来を創る市民を育てる教育を模索していきたい。

栗本知子
(kurimoto@aozora.or.jp)

◆ 注釈

⁰¹ 「第二次大気汚染公害裁判」とは、大阪・西淀川の他、千葉・川崎・倉敷・尼崎・名古屋南部・東京で起こされた一連の裁判を指す。詳しくは、環境再生保全機構のWEBサイト「記録で見る大気汚染と裁判」に詳しい。

⁰² 本パネルはWEBで公開している。

⁰³ 2009年富山、2010年新潟、2011年大阪西淀川で実施したこのツアーの記録はWEBで公開している。

⁰⁴ この教材は大阪府のWEBサイトでダウンロードできる。

⁰⁵ 西淀川公害の「被害の苦しみ」を伝える事例として、次のサイトで照代さんの人生が紹介されている。

<http://nihon-taikiosen.erca.go.jp/taiki/nisiyodogawa/higaisha.html>

◆ 参考文献

除本理史・林美帆編著『西淀川公害の40年 - 維持可能な環境都市をめざして -』ミネルヴァ書房、2013年
林美帆「公害を学ぶ今日の意義」『環境教育』Vol.25、2015年



事例の意義を解説する「編集者の目」

水山光春 (京都教育大学教育学部教授)

公害の教育・学習をめぐることは、これまで二つの学習論がせめぎ合ってきた。その一つは参加・変革型の公害学習論で、今ひとつは認識・判断型の公害学習論である。その対象はケースバイケースであるが、市民活動や住民運動が対象に含まれる場合、前者は市民や住民とともに学び合い、置かれた状況の改善に積極的な意味や意義を見いだそうとする。それに対して後者は、それらの行動や直接的な影響からは一歩引き下がるとともに、相対的に個人の人格の成長に重きを置く。また、前者はノンフォーマルな社会教育

や成人教育と、後者はフォーマルな学校教育の、とりわけ低年齢の子どもの教育と結びつきやすい。

栗本氏が述べるように「民主的な社会を築く市民を育むには、社会のシステムなどの知識と同時に、「私」の力を信じ、行動を起こすことに意味があると実感できることが必要だ」。そのためには、上に述べた二つの教育・学習がそれぞれに独自性を保ちながらも、歩み寄る必要がある。本事例はその一つの可能性と方向性を示す貴重な実践報告となっている。

特集

シティズンシップ教育を進める上で何を大切にすべきか？

◆「日本人の日本人による日本人のためのシティズンシップ教育」を超えて

1. 今なぜ世界でシティズンシップ教育が注目されるのか？

シティズンシップとは、都市や国などの正式な構成員として保証される諸権利と、それら諸権利を行使する市民としてふさわしい資質を意味する(森 2010, p.1)。1990年代以降、世界各地でシティズンシップ教育に注目が集まるようになった背景には、1980年代後半に各地で独裁政権が倒され民主的国家的建設が目指されたこと、グローバル化が進展し、国民国家(ネーション・ステイト)のあり方が問い直されるようになったことが挙げられる。今日のグローバル化のけん引役となっている新自由主義思想は、国境を越えた人の移動を加速化させただけでなく、市民を消費者として位置付け、人びとの間の経済的格差を拡大させ、共同体意識を低下させた。受身の消費者と化した住民だけでは、民主主義は機能しない。そこで90年代以降、自発的で行動的、さらに公共空間での営みに貢献することが市民としての資質として重視

されるようになった。シティズンシップ教育が注目されるようになった背景には、とりわけ若者の政治に対する無関心や社会参加の低下に対する危機感の高まりがある(岸田・渋谷 2007; 森 2010)。

また、19世紀に西欧と北米で確立した国民国家体制の下で、国民と市民(シティズン)は理想的にはほぼ同義で捉えられ、国民国家がシティズンシップを発揮するほぼ唯一の政治単位であると考えられてきた。しかしながら今日、様々な理由により、出生した国を離れて異国で居住することや、両親が生まれ育った国とは異なる国でその子どもが成長することは益々めずらしいことではなくなっている。そうした中、国民としての権利と市民としての権利を切り離すことにより、シティズンシップ概念が国民国家の枠組みを越えて再定義されるようになった。そして、多様な人種、民族、文化的背景を持つ居住者が共存し、共同体の政治に参加するための資質を養うことが、シティズンシップ教育の新たな課題となったのである(岸田・渋谷 2007; 森 2010)。

日本におけるシティズンシップ教育が、第一の文脈すなわち「自発性」や「行動」「参加」の側面を強調する一方で、国民国家を相対化してシティズンシップを論じる視点や、構成員の人種、民族、文化的多様性を包摂した共同体を担うのにふさわしい市民的資質を養成するという志向性が弱いことは明らかであろう。これについて、日本に定住する外国人は比較的少数で、同質性の高い社会を維持しているから当然だという見方もあるかもしれない。だが私はここで問いたい。なぜ日本はいまだ外国籍の住民が少数で同質性の高い国民国家としてのアイデンティティを保ち続けているのだろうか、と。

2. いつまで民族的同質性を前提にし続けるのか？

日本は海に囲まれている島国だから、世界のグローバル化傾向とは無縁に存立し得ている…そんなイメージは今日の日本社会でどの程度共有されているのだろうか？現実には、2016年に紛争や迫害によって新たに避難民となった人の数は世界中で約1,030



神戸学院大学現代社会学部 准教授 松田 ヒロ子

万人(国内避難民690万人、国外難民と庇護申請者が340万人)にのぼった。同年中に10,901人が日本政府に対して難民申請を行い、認定されたのはわずか28人にすぎなかった(難民支援協会2017; UNHCR 2017)。また2016年末現在における在留外国人数は238万2,822人で、ここ数年増加傾向にある(法務省2017)。少子高齢化が進む日本においては、もはや高い能力と経験を持つ外国人の労働力に頼ることなしに経済が立ちゆかないことはほとんど自明であるにもかかわらず、外国人は一時的な「労働力」として認識され、彼/彼女らの定住化政策やシティズンシップのあり方が論じられることはほとんどない。すなわち、日本があたかも世界のグローバル化傾向とは無縁であるかのように比較的同質性の高い国民国家体制を維持しているのは、自然状態でもなんでもなく、様々な政策によって難民と移民の受入と定住化を意図的に妨げ続けてきたからにはほかならない。そして、シティズンシップを「日本国民の権利」「日本国民としての資質」としてのみ捉えることによって、私たちは日本の現状の移民・難民政策を消極的のとはいえ肯定し続けているとはいえないだろうか。

3. 帝国日本における多民族統治

シティズンシップを、同質的な民族共同体を前提とするのではなく、多人種、多民族、多文化社会を構成する市民としての権利と資質として捉え直すとするなら、シティズンシップ教育はいかに進められるべきなのだろうか？ここで私は、現実にも多人種、多民族、多文化状況にあった帝国日本における統治のあり方を振り返ってみたい。ここでは特に1895年に日本が日清戦争後に清国から割譲された台湾を参照しよう。

半世紀にわたる日本の台湾統治政策は、首尾一貫した方針に基づいていたわけではなく、時々的情勢によって変化した。日本の台湾領有が始まってから最初の約10年間は、現地の住民の日本支配に対する抵抗が続き、台湾総督府はそれを武力弾圧することに力を注いだ。1910年代に入るとようやく治安も安定し、1919年には田健治郎が初めて文官として台湾総督に就任した。田は、漸進的な「内地延長主義」を統治の方針として提起し、「内台融合」を唱えた。そして1921年に台湾総督府評議会が設置され、1922年には中華

校や高等女学校では台湾人と日本人の生徒が同じ学校で学ぶ「共学」制度が導入された。植民地台湾において多民族を統合する基本原理は日本への「同化」であった。とりわけ重視されたのが日本語能力であり、それこそが「日本人」としての諸権利を行使する上で不可欠な資質とされた。

1937年に日中戦争が勃発し、台湾でも皇民化運動が展開されるようになってからは、日本語の習得をはじめとする文化的な「日本人化」に加えて、天皇への忠誠心といった「魂の日本人化」も重視されるようになった。「魂の日本人化」の究極的な姿が、日本軍人として天皇のために命を捧げることでであるとされた。そして、1945年に植民地台湾で初めて徴兵制が導入されたのと同じ年に、衆議院議員選挙法が改正され、台湾から衆議院議員が選出される道が開かれた。だが実際に改正衆議院議員選挙が実施される前に日本はポツダム宣言を受諾し、日本帝国は崩壊した。日本の敗戦までに、台湾からは約21万人が日本軍人・軍属として戦場に送られ、うち約3万人が戦死または戦病死した。

4. 未来を構想するシティズンシップ教育へ

第二次世界大戦終了後、アジア・アフリカ各地のヨーロッパ植民地が次々と独立を果たした。だが、旧植民地と宗主国の密接な関係は今に至るまでも継続している。19世紀には世界最大の領土を保持していた英国では、1981年に国籍法が改正されるまで旧植民地で出生した者にも英国籍が与えられていた。旧植民地からの大量の移民の流入が制限される政治的措置がとられた時期もあったものの、依然として英国に流入する移民のうち旧植民地出身者の占める割合は小さくない。しかしながら、旧植民地出身者に対する差別感情もまた根強く残っており、英国社会を分断する一因となっている。英国におけるシティズンシップ教育は、今、過去の植民地支配上に成り立つ多人種・多民族・多文化社会を統合し、民主主義を再構築するという難題に取り組んでいる(窪田 2007)。

一方日本においては、サンフランシスコ講和条約と日華平和条約の発効によって、それまで朝鮮籍と台湾籍を有していた旧植民地出身者は、原則として日本国籍を喪失した。その後も、国籍取得について血統主義を採用する日本では、(エスニックな)日本人=

日本国民というアイデンティティを失うことなく、今日に至っている。戦前に「日本人」として戦場に送られて死傷した旧日本植民地出身者やその家族が、戦後に「日本人」として補償を受ける権利を求めて裁判を起こしても、それが日本のシティズンシップの問題として捉えられることは稀であろう。

しかしながら今後の日本はどうであろうか？今、識者の間では、日本社会はできる限り移民や難民の流入を拒み、「民族的=国民的同質性」に依拠して社会のまとまりを維持すべきとの意見と、移民や難民を受け入れて、彼ら・彼女らを日本社会に「同化」させることにより、社会のまとまりを維持しようとする主張と、移民や難民を受け入れ、「民族的=国民的同質性」に依拠しない、新しい価値観による社会統合を目指そうとする議論が見られる。いま、日本のシティズンシップ教育に求められているのは、既存の政治的・社会制度や地域社会のニーズに適合するような人材を育成するだけでなく、将来の日本のあるべき社会像を構想し、その社会におけるシティズンシップのあり方について議論し、未来のビジョンを実現するためにはいかなるシティズンシップ教育が必要とされているのか、問い直すことにあるのではないだろうか。

松田ヒロ子
(matsuda@css.kobegakuin.ac.jp)

◆参考文献

法務省 (2017) 「平成28年末現在における在留外国人について (確定値)」
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00065.html (2017年11月20日閲覧)
岸田由美・渋谷恵 (2007) 「今なぜシティズンシップ教育か」 嶺井明子 (編) 『世界のシティズンシップ教育: グローバル時代の国民/市民形成』 東信堂。
窪田真二 (2007) 「イギリス: 必修教科『シティズンシップ』で参加・フェア・責任をどう教えるか?」 嶺井明子 (編) 『世界のシティズンシップ教育: グローバル時代の国民/市民形成』 東信堂。
森実 (2010) 「民主主義の危機とシティズンシップ教育」 中山あおい・石川聡子・森実ほか 『シティズンシップへの教育』 新曜社。
認定NPO法人 難民支援協会 (2017) 「難民を知る」
<https://www.refugee.or.jp/refugee/> (2017年11月20日閲覧)
UNHCR 日本 (2017) 「難民とは?」
http://www.unhcr.org/jp/what_is_refugee (2017年11月20日閲覧)

シティズンシップ教育を進める上で何を大切にすべきか？



奈良教育大学
橋崎 頼子

1. はじめに

シティズンシップ教育を行う上で大切にすべきこととして、ある社会における構成員として、誰が含まれており、誰が排除されているかを注意深く考えることである。現在、特にヨーロッパ諸国において、ナショナルレベルの社会的構成員を「国民」ではなく「市民」という言葉で呼ぶようになっている。その背景として、近藤は次のように述べている。従来の民主主義教育が対象としていたのは、確固たる主権国家において、明確な形で存在する主権者としての国民であった。主権者としての国民に当てはまらない少数の人々は、統合・同化・あるいは無視や軽視された。しかし、現在、EU 統合に加えて各国で移民や難民が増えており、異なる文化や価値観を持つ人が同じ社会を形成する新しい社会となっている。この社会では、従来の「国民」よりも、社会の構成員の範囲を広げて考えることが求められており、それが「市民」という言葉の積極的な使用につながっているという。

日本においては、例えば国際理解教育では、日本人と外国人を二項対立的に捉えたり、世界の中の日本人としての自覚を持つことが強調される傾向にある。上記の問題意識に照らせば、「国民」の範囲を批判的に検討することが重要であるといえる。その際、有効な視点となるのが、ローカル・ナショナル・リージョナル・グローバルといった、多元的なシティズンシップの視点である。従来の「国民」「国民としての資質・能力」よりも広い範囲を含みうるナショナルレベルのシティズンシップを想定し、その視点から従来の概念を検討することが有効であると考えられる。

2. ナショナル・シティズンシップに関する意識調査の概要

ここでは、筆者が共同研究者らと行った、日本とノルウェーの教員養成課程の学生を対象としたナショナル・シティズンシップ

に関する意識調査の結果について紹介したい。学校教育の場合、教師が持つ意識が教育内容や学習者の学びに与える影響は小さくないと考えられる。本調査では基礎研究として、教師を目指す学生への調査を行った。日本とノルウェーの比較研究を行った理由は、両国の社会的背景の類似性にある。両国ではこれまで、「社会の均質性」を前提に教員養成が構築・維持されてきたが、多文化化を含む近年の社会的変化にともない、その見直しが求められているという共通点があるためである。

調査は、教員養成課程を有する日本の3大学とノルウェーの4大学において、主に中等教育の教員免許状取得を目指す学部2・3年生を対象に、2015年10月から2016年1月の間で行った。有効回答者数は日本が946(回収率73.0%)、ノルウェーが552(回収率69.2%)であった。性別属性は日本が女性52.7%、男性46.3%、その他・無回答1.0%、ノルウェーがそれぞれ63.6%、34.4%、2.0%であった。日本での調査で尋ねたのは下記の項目である。

問：ある人が本当に日本社会の一員であるかどうかを決めるにあたって、次の基準は、どの程度重要だと考えますか。

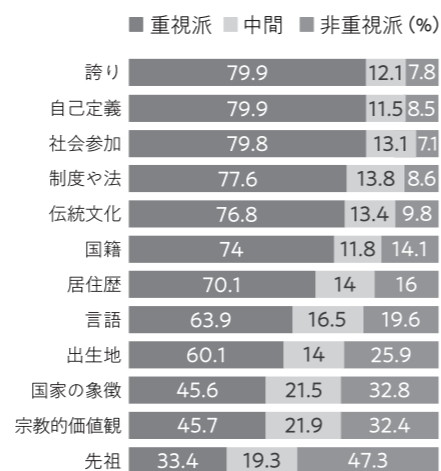
1. 日本で生まれたこと
2. 日本国籍を持っていること
3. 人生のほとんどの時間を日本で過ごしていること
4. 日本語を話せること
5. 日本の伝統的な文化を大事にすること
6. 日本の政治制度や法を尊重していること
7. 日本人だと感じていること
8. 日本人の先祖がいること
9. 日本の文化に継承されている、神道や仏教の伝統を尊重すること

10. 日本の象徴(国旗や国歌など)を尊重すること
11. 日本社会にみずから積極的に関わること
12. 日本国民であることに誇りをもっていること

ノルウェーでの場合は、「日本」「日本人」のところを、「ノルウェー」「ノルウェー人」としている。また宗教的価値のところは、「神道や仏教の伝統」ではなく、「キリスト教やヒューマニストの伝統」としている。これらの項目について、「全く重要でない(1)」から「とても重要だ(7)」の7件法で尋ねた。5～7を「重視派」、4を「中間」、1～3を「非重視派」とし、棒グラフを示した。

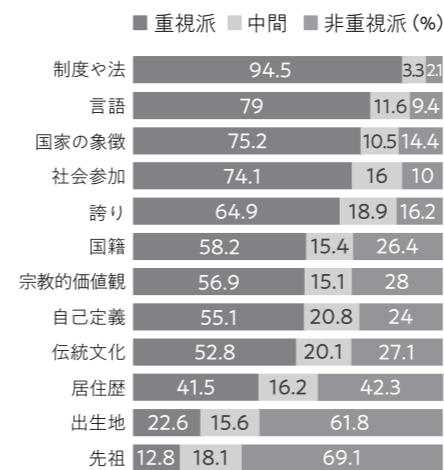
3. 日本の学生のナショナル・シティズンシップに関する意識の特徴

ナショナル・シティズンシップに関する意識について、表1では日本の学生の意識、表2ではノルウェーの学生の意識の結果について示した。



▲表1 日本の学生の意識に関するグラフ (N=946)

シティズンシップ教育を進める上で何を大切にすべきか？



▲表2 ノルウェーの学生の意識に関するグラフ (N=552)

調査結果の分析視点としてネーションの2つの意味に注目した。①社会契約としての権利や義務を重視するデモスとしてのネーション(市民的側面)と、②独自の歴史や文化を共有する共同体の一員であることを重視するエトノスとしてのネーション(民族的側面)である。

両国の学生への調査結果の比較から、日本の学生のナショナル・シティズンシップに関する意識の特徴として、次の3点を指摘できる。

まず、日本の学生は、ノルウェーの学生と比較して、ナショナルな社会の成員に求める要件を厳しく設定していることである。12の質問項目のうち学生の約7割程度あるいはそれ以上が重視する項目数は、日本7項目、ノルウェー4項目であった。項目数が多いということは同質性の高い構成員を想定していることを意味する。これは、同質性を共有しない者を、排除するような態度に結びつく場合には問題となる。

次に、多くの日本の学生が重視するのは、「日本国民としての誇り」と「日本人だと感じていること(自己定義)」である。自己

の内面に関わる条件を重視していることがわかる。これに次いで重視されているのが、「日本社会にみずから積極的に関わること(社会参加)」である。一方で、「先祖」といった血族的な要素や「国家の象徴」や神道や仏教などの「宗教的価値観」を重視する人は少数であった。

3つ目は、「制度や法の尊重」といった市民的側面と、「伝統文化」や「国家の象徴の尊重」などの民族的側面の関連を相関係数でみるとそれなりに高いことが挙げられる。さらに、「出生地」と「国籍」「言語」「先祖」は0.5以上の高い相関がみられる。日本で生まれたら、日本国籍を持ち、長年日本に居住し、日本語を話し、日本の先祖がいるという連続した考えを持っている学生が多いことがわかる。

一方、ノルウェーの学生の多くが重視したのが「制度や法の尊重」および「言語」「国家の象徴」である。「法や制度の尊重」と「出生地」「先祖」「居住歴」「自己定義」の間には有意な相関がみられなかった。「法や制度の尊重」と「言語」や「国家の象徴」の間には相関がみられるが、ノルウェーの歴史的・社会的背景を考慮すると、言語や国家の象徴の尊重は民族的側面というよりも、市民的側面としての性格が強いものと考えられる。このことから、市民的側面と民族的側面がある程度はっきりと区別された形で認識されているといえる。つまり、出自に関わらず市民的側面の獲得を通してノルウェー市民になるというノルウェー人像が想定されていると思われる。

4. 今後のシティズンシップ教育への示唆

調査が示唆するのは、日本の学生がナショナルレベルのシティズンシップとして求める要件は、ノルウェーの学生と比較して、同質性が高く、民族的側面も含むものとなっているということである。しかし、

日本社会には、アイヌの人々や在日コリアンなどエスニック・マイノリティの市民の存在に加え、近年は移民や難民など多様な文化的・民族的背景を持つ人々が国家の構成員として共に暮らすことが一層自明となってきている。したがって、歴史や文化を共有しない人々を排除しない、包摂的なナショナル・シティズンシップの構想が必要となる。具体的には、同質性を求める民族的側面に基づくものではなく、例えば、法や制度の尊重のように、出自を問わなくても社会への参加が可能となるような、市民的側面に基づくナショナル・シティズンシップへ開いていくことが重要である。そのためには、シティズンシップ教育においても、自明のこととされがちな日本社会の構成員の要件について、改めて問い直す機会を様々な場面で設けていくことなどが求められるであろう。

橋崎 頼子
(hashizaki@nara-edu.ac.jp)

◆参考文献

- 近藤孝弘「揺れる国家と市民性教育」『統合ヨーロッパの市民性教育』名古屋大学出版会、2013年、pp.3-4。
 嶺井明子(2011)「多元的シティズンシップによる国際理解教育概念の再構築」『国際理解教育』17、p. 38。
 ここでの記述は、調査結果について論じた次の論文に基づき、その要約を筆者の責任において述べたものである。橋崎頼子、北山夕華、川口広美、南浦涼介「日本の教員養成課程の学生のナショナル・シティズンシップに対する意識-日本とノルウェーの7大学における調査を通して」『国際理解教育』第23号、pp.13-22。
 本調査では、セクシュアリティの多様性の尊重の観点から、性別の項目に女性と男性に加え、「その他」を設けた。
 樋口陽一(1999)『憲法と国家一同時代を問う』岩波新書、pp.72-75。

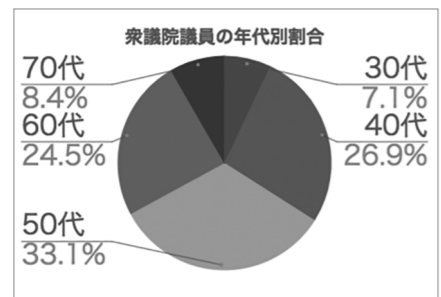
スウェーデンに学ぶ「若い政治」の作り方



YEC (若者エンパワメント委員会)
創設・元代表・サポーター/
NPO 法人 Rights 理事
両角 達平

-18歳選挙権実現も止まらぬシルバーデモクラシー

18歳選挙権が実現されてからの初めての参議院選挙がこの10月に実施された。野党再編に困惑しながらも、教育現場では様々な方法でシティズンシップ教育を実施している様子が各方面でみられた。だが盛り上がり反して今回の選挙投票率は、53.68%と戦後2番目の低投票率であった。さらに10代の投票率は、18歳の投票率が50.74%、19歳は32.34%と大差が開く結果となった。2016年の衆議院選挙と比較して18歳の投票率は51.28%であったので、0.54%の減少。19歳の投票率は、42.3%であったので、今年は9.96%と約10%も投票率は低下した。



では選出された議員は若返ったのだろうか？当選議員の年代別の割合を多い順にみると、50代で33.1%。次が40代で26.9%。その次に60代、70代、そして最後に30代の7.1%と続いた。特筆すべきは20代の政治家がいないことだ。衆議院は25歳で出馬可能にもかかわらずだ。

-投票率だけが若いわけではないスウェーデン

対照的にスウェーデンでは、30歳未満の若手国会議員の割合が10%を占める(18~24歳:2.3%、25~29歳:8.3%)。16年3月時点で、国会議員の最年少の議員は穏健党

青年部所属の22歳のヤスペル・カールソンだ。また2014年に発足した社会民主党連立政権においては閣僚24人のうち30代3人、20代2人が入閣した。政治が実質的な意味で「若い」とは、こういうことをいうのであろう。この9月、日本のある新聞社とスウェーデンの若者の政治参加について、現地では若手政治家にインタビューを行ったのだが、先方は自治体の市議で23歳のストックホルムの大学に通う女子大生だったのが印象的だ。スウェーデンは、アントン・アベレに代表される史上最年少の18歳の国会議員も過去に輩出している。日本のように出馬の際に必要な供託金はなく、これまでの仕事を兼務しながら政治家になることができる。また、選挙制度が比例代表制であるため、若者が政治に挑戦するための参入障壁が低いことも若い政治家を増やす成功要因といえよう。当然、出馬する若い政治家は、若年世代を代表する存在として若者政策を打ち出し、若者にとって意味のある政策を誰が提示しているのかを選挙戦を通じて競い合う。

改めて若者の投票率が81%(2014年)であるスウェーデンにおいてはどのようにして若者の社会的な影響力を高めているのか。今回はその根拠を活発な政党青年部の存在に求めて論じたい。

-スウェーデンにおける政党青年部とは？

政党青年部は政党内の青年組織であり、主に、若手の議員で構成されるが議員として当選していなくても所属することが可能だ。スウェーデンのほとんどの政党に青年部があり、国の省庁や県・市から活動のための補助金を受けている。スウェーデンにおける16歳から25歳の若者の青年部の所属率は3.5%で、その所属率は過去10年間に大きな変化はなく相対的に安定し、他の欧州諸国よりも高い水準を保っている。

例えば、スウェーデンの中道左派政権、社会民主党青年部の支部は全国に26あり、2年に一度の総会では全国から249人の党員が集まる。基本的には13歳から30歳であれば誰でも党員になることが可能だ。青年部の活動は多岐にわたり、党大会に向けて青年部の政策をまとめたり、党員の勧誘をしたり、選挙時には学校に招かれて討論会で党の主張を論じたりするだけでなく、若者が政治について気軽に話せる対話の場を設けたりと活動は多岐にわたる。

政党青年部は、政党間で方針の違いは多少あっても、基本的にはどの青年部も同年代の若者の声を代弁し政治へ反映させる役割を担っている。さらにスウェーデンの政党青年部の特徴は、政党青年部が母体となる政党本部とは政策的にも独立して活動をしているところだ。同じ政党なのに本部と青年部で方針が異なった場合は、青年部として本部へ政策の提案をする。なぜなら青年部の役割は若者世代の声を代弁だからだ。



▲YEC (若者エンパワメント委員会) との、穏健党青年部への視察時の様子

2015年、スウェーデンの人口規模33万人程度の地方都市・ヨンショーペン市にある青年部を訪問した。日本でイメージするような「政党青年部」とは異なり、スーツで身を包むこともなく、「普通」の若者が迎えてくれた。ヨンショーペン市の中道右派、穏健党の会員は全体で2500人。うち青年部は35

スウェーデンに学ぶ「若い政治」の作り方

人だ。青年部は、全体をまとめる本部の他に「大学生部」と、「基礎学校から高校生の部」の二つに分かれている。青年部の会費は年間約560円程度で、本部の会費の約2100円と比べて払いやすく工夫されていた。基本的な活動は、お茶を飲みつつ、気軽な雰囲気の中で政治的な対話を楽しむことだ。日常会話から市政や国政の課題まで内容に制限はない。その延長として、話し合いから生まれた政策アイデアを毎年実施される青年部の党大会で意見表明する機会もある。実際に青年部発で実現した政策もある。ヨンショーペンの隣のハラン市の青年部の若者が、生徒の学校選択権を主張し学校選択制の導入を党大会で提案した。これはその後、穏健党の政策となり穏健党政権下において1991年に国策レベルで採択され、法律化されたのだ。そして、スウェーデンでは政党青年部が

青年会員を増やすため、学校に訪問するキャンペーン活動が認められている。学校長の許可さえあれば訪問が可能で、穏健党青年部はこれまで月に1回程度学校を訪れているが、断られた経験は一度もないという。さらに選挙中には学校から招かれ、政治討論の場にも参加している。一般的に選挙中に学校内で行う討論は、国会に議席を持つ8政党のすべてが参加することになっている。

このようにスウェーデンにおいては政党青年部の活動が、政治全体を「若く」し、そして若い時期からの政治的な活動に携わる中で政治的素養を培う機会になっていることは言うまでもないだろう。民主主義を「教わる」のみならず「実践する」というプラグマティックな発想は、このようにして具現化しているのだ。現在の教育大臣であるグス

タフ・フリードリッ (31歳) は、11歳から環境党の活動に関わっており、2002年に19歳で議員となった。一期で議員を辞めジャーナリストとして活動後、再び28歳で議員と返り咲いた。このことからスウェーデンにおいては政党青年部が、若い政治家にとってのキャリアの先駆けとなっているのだ。こうして政治を「若く」しているのだ。

両角達平
(tatsuhei.morozumi@gmail.com)

◆参考文献

http://www.huffingtonpost.jp/tatsuhei-morozumi/young-politics-in-japan_e_23261468/
<https://youth-empowerment.jimdo.com/>
文献 / スウェーデン視察報告書 2015/

